

福祉避難所の運営等の状況について

■県内市町の福祉避難所の状況（R3.10.1時点）

指定避難所数 77か所（6／19市町）

協定避難所数 367か所（17／19市町）

■R3.5改正による福祉避難所の公示の状況

6市町中 2市町公示済み → HP、防災マップ等で明示

4市町も11月1日までに完了

■県アンケート（R3.10）結果 ※13/19市町から回答

問1：令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえ、貴市町での福祉避難所の体制や運営について見直しを検討されていますか。

●はい＝8市町

- ・あらかじめ定められた方が、直接福祉避難所へ避難できるための体制整備。
- ・個別避難計画の見直しを通じた検討（高リスク者は直接避難を検討。）
- ・指定福祉避難所の拡充の検討
- ・協定を結んでいる福祉避難所に、直接避難時の受け入れ体制の確認や協議を実施。
- ・協定締結事業所における福祉避難所としての収容人数の把握や、それに基づく避難者のマッチング、情報共有方法の具体的な検討、必要に応じ協定内容の変更等
- ・個別避難計画作成を推進するための制度設計と福祉避難所への直接避難、協定先拡充等
- ・普段から利用している放課後等デイの事業所（児童交流施設）を福祉避難所として検討

●いいえ＝5市町

- ・民間の施設に直接避難していただくことは検討しておらず
- ・指定福祉避難所を運営する上で困難な点が多々あり、既存の避難所の枠組みで対応
- ・協定福祉避難所について、開設を要請した際の詳細な受け入れ態勢を把握できていない
- ・地域防災計画の中の二次的避難所として位置づけている。

問2：福祉避難所に関して、次年度に新たな取組や事業を検討されているか

- ・福祉避難所を開設するにあたり、ハード面、ソフト面の整備について検討
- ・協定による福祉避難所の拡充の検討
- ・施設での設置運営訓練の実施

問3：令和3年9月7日付事務連絡により、11月1日までに福祉避難所の公示を完了することが求められています。公示の方法として、どのような手段で実施（予定含む）されるのか

- ・ホームページでの公開を予定。
- ・11月1日以降にはなるが、地域防災計画への追記や公報への掲載を検討している。
- ・総合防災マップに記載
- ・指定避難所はないが防災計画、ハザードマップに記載している。

福祉避難所の運営等の状況について

問 4：福祉避難所の運営に関して課題に考えていることを記入してください。

【人的、物的な課題】

- ・ 運営時の介護および健康確認のための人材確保（特に複数同時開設時）
- ・ 設備の内容の充実（医療用機器や発電機など）
- ・ 食料や毛布といった備蓄品をどのように準備するのか（市町が購入し施設で保管、施設負担で準備、施設で購入し市町が補助など）
- ・ 災害時における福祉避難所におけるマンパワーの確保と必要な物資・機材の備蓄対応等
- ・ 職員・ボランティア含め「人」をどのようにしていくかが課題。

【運営・実効性担保の課題】

- ・ 開設した実績がなく、過去に訓練を1度行っただけであり、今後も開設・運営が適切に行えるかが課題（訓練実施されている自治体があれば注意点や課題を共有してほしい）
- ・ 具体的な福祉避難所の開設フローや連絡方法、対象者の移送方法等、詳細な取り決めがされていないため、今後マニュアル作成や訓練実施が必要
- ・ 運営マニュアルが形骸化しており、実際に被災した場合は福祉避難所が機能しないことが想定されるため、早急に体制を整備する必要がある

【個別避難計画との連動に関する課題】

- ・ 個別避難計画との連携が必須になると考えられるので、同時並行で取り組みたい。

【その他】

- ・ 協定先の福祉避難所が受け入れに対して不安を感じておられることから連携協議を重ねる
- ・ 福祉避難所先の事業所の避難計画が策定されていない（計画策定に関する支援が必要）
- ・ 要配慮者数に対して福祉避難所の数が十分とは言えない。

福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない（令和2年現在9,072箇所）等

改定の趣旨

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する

主な改定内容（記載の追加）

- 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）
 - ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
 - ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
 - ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載
 - 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る
- 指定福祉避難所への直接の避難の促進
 - ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
 - 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する
- 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策
 - ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
 - ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
 - ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う
- 緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化
 - ※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

福祉避難所の確保・運営 ガイドライン

平成28年4月
(令和3年5月改定)
内閣府（防災担当）

1 福祉避難所の意義と目的

1.1 福祉避難所の定義と受入対象

1.1.1 福祉避難所とは

福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、以下のように規定されている。

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

災害対策基本法第49条の7において、市町村長は、指定避難所を指定したときは、法第49条の4の準用により公示することとしている。指定避難所の公示については、災害対策基本法施行規則（第1条の7の2）において、災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設を「指定一般避難所」、同条第1号から第5号までに定める基準に適合する施設を「指定福祉避難所」として公示することとした（令和3年災害対策基本法施行規則改正）。

なお、広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているもの（第3章）も含まれる（令和元年10月1日時点において、全国の指定避難所は78,243箇所、うち福祉避難所は8,683箇所、協定等により確保しているものを含めた福祉避難所は22,078箇所）。

このように福祉避難所については、協定等により確保している福祉避難所が含まれるが、指定福祉避難所は、市町村が災害対策基本法等で定める基準に適合すると判断した避難所であり、要配慮者の円滑な避難につながるよう、公示が義務となっていること、個別避難計画で避難先とすることにより必要な支援の準備をできることから、協定等による福祉避難所のうち指定福祉避難所の基準に適合するものは、指定福祉避難所として指定し、公示することが望ましい。

また、指定福祉避難所の基準は満たしていないが、要配慮者のために何らかの配慮がされているスペースとして、一般の避難所における要配慮者スペース（第3章）がある。

《参考》

●災害対策基本法

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2 略

3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 略

●災害対策基本法施行令

（指定避難所の基準）

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

●災害対策基本法施行規則

(指定避難所の公示)

第一条の七の二 法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。以下この項において「指定一般避難所」という。）を指定したときは、当該指定一般避難所の名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する指定避難所（以下この項において「指定福祉避難所」という。）を指定したときは、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

(令第二十条の六の内閣府令で定める基準)

第一条の九 令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

附 則（令和3年5月10日内閣府令第30号）

- 1 この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年5月10日）から施行する。
- 2 この府令の施行の際現に災害対策基本法第四十九条の七第一項の規定により災害対策基本法施行令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。）として指定されているものについては、改正後の災害対策基本法施行規則第一条の七の二第一項に規定する指定一般避難所として同法第四十九条の七第二項の規定により準用する同法第四十九条の四第三項の規定による公示をされているものとみなす。

1.1.2 要配慮者とは

福祉避難所の受入対象者として想定されているのは、法律上「要配慮者」ということになる。要配慮者は、「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）と定義されている。よって、福祉避難所の事前指定やその準備は、これらの人々を受入対象として備えておく必要がある。「その他の特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケア（※）を必要とする者等が想定される。これらの人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所を設置し、受け入れ、何らかの特別な配慮をする必要がある。

なお、本ガイドライン上、「障害者」など、「者」と記載する受入対象者について、

第1章 平時における取組み

1 指定福祉避難所の受入対象となる者の把握

1.1 指定福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握

- 市町村は、指定福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、指定福祉避難所の受入対象となる者の概数を把握する。
 - ・ 指定福祉避難所の受入対象となる者としては、①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）、②知的障害者、③精神障害者、④高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）、⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者、⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者、が考えられる。
 - ・ 上記のうち、既存統計や避難行動要支援者名簿、個別避難計画等で人数の把握が可能なものについては、その情報を活用する。また、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報や、障害者団体及び難病・小児慢性特定疾病患者団体からの情報についても活用し、把握する。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 指定福祉避難所の受入対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えない。ただし、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として指定福祉避難所の受入対象とはしないが、緊急かつ一時的に当該対象者が指定福祉避難所へ避難することを妨げるものではない。
- 平時においては上記により概数を把握し、これを最大規模の受入対象数として捉え、その人数の避難を可能とすることを目標に、指定福祉避難所として利用可能な施設の把握及び指定福祉避難所の指定・整備を行うものとする。

1.2 指定福祉避難所の受入対象となる者の現況等の把握

- 市町村は、災害時において、指定福祉避難所の受入対象となる者を速やかに指定福祉避難所に避難させることができるよう、平時から受入対象者の現況等を把握することが望ましい。
 - ・ 先の「1.1 指定福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握」で受入対象とした者のうち、現況等の調査が可能と考えられる者、具体的には、①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）、②知的障害者、③精神障害者、④高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）、⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者については、保健・福祉部局が保有する情報を活用し、調査が可能であると考えられる。
 - ※例えば、医療的ケアを必要とする者については、市町村が保有する障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害児・者サービスの請求情報等を活用することにより、医療的ケアに係る現況を把握できる場合がある。
 - ・ 把握する情報は、①住所、②氏名、③身体の状態、④家族構成（同居の有無を含む）、⑤介助者の状況（昼間・夜間）、⑥緊急時の連絡先、⑦本人の居室の場所、を基本とし、その他の項目（必要な医療的ケアやそれに伴う電源の確保、衛生用品等を含む）については必要な受入対象者に応じて調査を実施する。
 - ・ 利用できる既存の避難行動要支援者名簿、個別避難計画等が存在する場合はその活用を図る。
- 災害時において、安否確認、避難情報の伝達、避難誘導支援、指定福祉避難所の設置等の対策に活用することができ、また、平時からの対策を検討・実施するために、把握した情報はデータベースとして整備しておく。また、最新の情報を保持するために、定期的に登録情報の確認・更新を行う。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 指定福祉避難所の受入対象者に関する情報の管理体制、関係部局等との情報共有の体制について検討し、体制を整備しておく。
- 個人情報の取扱いについては、情報の漏洩・不正使用を防止するための措置を講じるなど、十分に配慮する。
- 災害時に速やかに活用できるよう、データのバックアップが図られているか確

認しておく。

- 災害時に被災者台帳を作成した場合には、上記の情報について整理して被災者台帳に記載又は記録する。

2 指定福祉避難所の指定及び公示、周知

2.1 指定福祉避難所として利用可能な施設の把握

- 市町村は、指定福祉避難所として利用可能な施設を洗い出す。利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。以下の施設については「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定する。
 - ・一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等）
 - ・老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人福祉センター等）
 - ・障害者支援施設等の施設（公共・民間）
 - ・児童福祉施設（保育所等）、保健センター
 - ・特別支援学校
 - ・宿泊施設（公共・民間）
- 指定福祉避難所として利用可能な施設について、所在地、名称、所有者・管理者、使用可能なスペースの状況、施設・設備の状況、職員体制、受入可能人数などを調査し、整理する。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 指定福祉避難所として利用可能な施設としては、社会福祉施設等のように現況において要配慮者の避難が可能な施設のほか、一般の避難所のように、現況では指定福祉避難所としての機能を有していない場合であっても、機能を整備することを前提に利用可能な場合を含むものとする。
- 要配慮者やその家族には、避難先の希望や医療機器の使用など様々な事情があることから、社会福祉施設や特別支援学校、ホテル・旅館等、ニーズに応じた支援を行うことができる施設やスペース等、指定福祉避難所の確保のため柔軟に検討する。
- 各施設について、指定福祉避難所とする場合の長所と利用にあたっての課題としては、次のような点が考えられる。

◆ 社会福祉施設（入所施設）

（長所） 物資・器材、人材が一定程度整っている。

（課題） 避難者の受入れによって、施設の入所者の処遇に支障をきたすことを防ぐため、専門職能を持った支援者の派遣を要請するなどの対策

をする必要がある。

◆デイサービスセンター等通所施設

(長所) 災害時においてライフラインの停止などにより本来の通所施設としての機能が停止する場合には、指定福祉避難所として機能することができる。

(課題) 時間経過に伴って復旧・復興が進むと、本来の通所施設としての機能に戻さなければならず、避難が長期化するような場合には、指定福祉避難所機能の早期解消を図るなどの対策が必要である。

◆宿泊施設

(長所) 宿泊機能は既に確保されている。

(課題) 必ずしもバリアフリーになっておらず、また、脆弱性の高い被災者の避難生活支援を提供する人材の確保・派遣対策が必要である。

◆小・中学校や公民館等

(長所) 一般の避難所としての指定が進んでおり、指定福祉避難所確保の交渉がしやすい。

(課題) 器材の準備や人材の確保などで立ち上げに時間がかかってしまうため、高齢者福祉施設協議会等に依頼することによって、福祉避難所としての機能を確保するなどの対策が必要である。

開設期間が長期化した場合、本来の施設の機能を果たすことに支障が出る可能性があることを認識の上、事前に教育委員会等の関係部局等と調整を図ること。

◆特別支援学校

(長所) 特別支援学校の在校生やその家族などにとって、慣れ親しんでいる場所に避難することで安心感がもてることが想定される。障害種別に応じてバリアフリー化されている施設が多い。

(課題) 個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、地方公共団体が、人材の確保や備蓄等について支援を行うことが必要。

開設期間が長期化した場合、本来の施設の機能を果たすことに支障が出る可能性があることを認識の上、事前に教育委員会等の関係部局等と調整を図ること。

- 平時に指定福祉避難所として指定するに至らない場合であっても、災害時において緊急的に受入れを要請する可能性があることから、指定状況にかかわらず利用可能な施設の情報についてはデータベースとして整備しておく。
- 災害時に速やかに活用できるよう、データのバックアップや共有化が図られているか確認しておく。
- 都道府県の施設であっても、直ちに指定対象から除外して考えるのではなく、都

道府県と連携して指定等を検討する。

- 過去には、デイサービスセンターの静養室に福祉避難所を設置した例もある。この場合、機能訓練室や食堂等への影響がなく、本来の通所施設機能への影響が限定的であることから、通所施設の再開が比較的容易である点が特徴的である。

2.2 指定福祉避難所の指定

2.2.1 指定福祉避難所の指定基準

- 市町村は、災害対策基本法の基準を踏まえ、福祉避難所を指定する。
- 指定福祉避難所として想定される受入対象者、施設
 - ・ 障害の程度等により、指定一般避難所など一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者を、施設・設備、体制の整った施設に避難させることを想定。
 - ・ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等を想定。
 - ・ 指定一般避難所など一般の避難所等の一部のスペースに、生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等を配置するなど指定福祉避難所の基準に適合するものは、当該スペースを指定福祉避難所として運営することを想定。

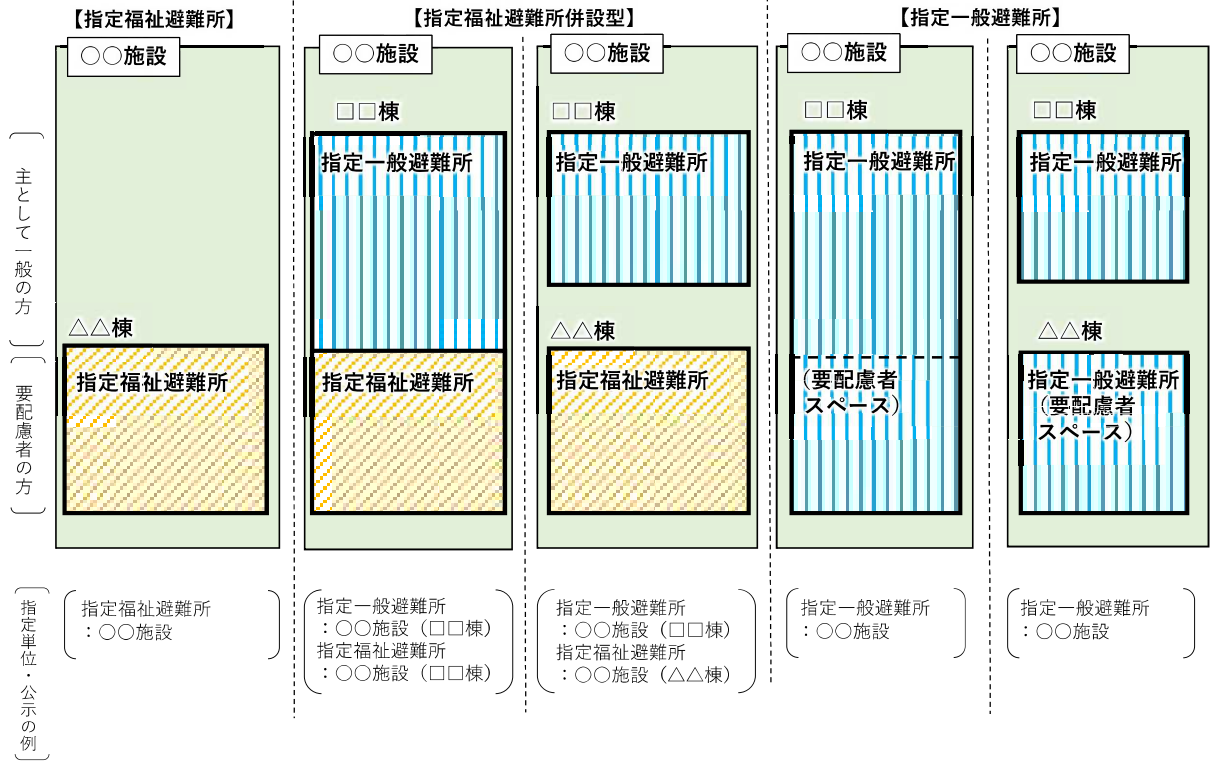
◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 市町村長は、災害対策基本法第49条の7、同施行令第20条の6、同施行規則1条の9で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、指定避難所として指定しなければならない。
- 指定福祉避難所は、以下の①から⑤を満たす施設を指定すること（なお、指定一般避難所は、①から④のみを満たす施設である）。
 - ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。【令20条の6第1号】
 - ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。【令20条の6第2号】
 - ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。【令20条の6第3号】
 - ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

【令20条の6第4号】

- ⑤ 要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について以下の基準に適合するものであること。【令20条の6第5号】
- i 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【規則1条の9第1号】
 - ii 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【規則1条の9第2号】
 - iii 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【規則1条の9第3号】
- 市町村は、指定福祉避難所の受入対象者の数や現況等を踏まえ、指定福祉避難所の指定要件を設定する。これについては各地方公共団体で定めるものであるが、例えば以下の要件が考えられる。
- ◆ 施設自体の安全性が確保されていること
 - ・耐震性が確保されていること。[地震]
 - ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
 - ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
 - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
 - ◆ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・原則として、バリアフリー化されていること。
 - ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
 - ◆ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
 - ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。
- 同一の敷地内で指定一般避難所と指定福祉避難所の機能がある場合には、指定福祉避難所の機能があることを要支援者に周知する観点等からも、指定一般避難所と指定福祉避難所をそれぞれ指定して公示する。
- また、福祉的な支援を受けることができる施設やスペース等で、主として要配慮者が滞在することが想定され、生活相談員等を配置するなど、施行令第20条の6第1号から第5号及び施行規則第1条の9に定める基準に適合するものは、小規模な施設や施設内の一部のスペース等であっても、指定福祉避難所として指定することが適当である。
- 指定福祉避難所の指定にあたっては、生活相談員や福祉関係職員等の専門的人材は、必ずしも常駐の必要はなく、要配慮者の状態に応じて確保すること。

要配慮者が避難する指定福祉避難所・指定一般避難所の形態のイメージ



2.2.2 指定福祉避難所の指定目標の設定

- 市町村は、指定福祉避難所の受入対象者の数や現況等を踏まえ、指定福祉避難所の指定目標を設定する。
- 要配慮者のニーズや受入施設の事情にも配慮しつつ、高齢者や障害者等の要配慮者が必要な支援を受けられることができるよう、指定福祉避難所を拡充する。
- 指定福祉避難所の指定目標については、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、設定することとする。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 指定一般避難所や、協定等による福祉避難所、一般の避難所内における要配慮者スペースの整備状況や地域の要配慮者の状況等を総合的に勘案し、指定福祉避難所の指定目標を設定する。
- 指定福祉避難所の受入対象者の数は常に固定しているものではないので、指定福祉避難所の指定・整備にあたって要配慮者1人当たり面積を設定する必要があると判断した場合は、指定目標を設定する際の目安として定めておく。(なお、1人当たり面積については、目標値も実際の面積も地方公共団体により様々であり、実際の面積は概ね2～4㎡/人が多かったが、コロナ禍においては、別途内閣府より通知しているレイアウト例等も参考に対応されたい。)
- 中越地震の際には、小千谷市総合体育館のトレーニングルーム等の部屋を、実質的に福祉避難所として確保した事例、熊本地震の際には大学のホールを福祉避難所とした事例もあり、状況に応じた様々な方法で福祉避難所の機能を積極的に確保すべきである。
- 市町村において指定福祉避難所を指定する取組みが行われた上で、当該市町村の区域内だけで福祉避難所などの要配慮者の避難できる避難所を確保することが困難な場合には、必要に応じて都道府県が調整し、他の市町村と協定を締結するなど連携して、福祉避難所を広域的に確保する。

2.2.3 指定福祉避難所の指定及び公示

- 市町村は、指定福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び指定福祉避難所の基準等を踏まえ、指定福祉避難所として指定する施設を選定し指定する。

- 市町村は、指定福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとした。(令和3年施行規則改正)
- 福祉避難所が指定避難所として公示されると、受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するとの意見を踏まえ、市町村は、指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定の際に公示することができることとしたものである。
- 指定福祉避難所の指定に当たっては、その受入対象者について当該指定福祉避難所の施設管理者等と調整すること。
- 令和3年施行規則改正の施行時(令和3年5月20日)において、施行令第20条の6第1号から第5号に該当する福祉避難所については、受入対象者を当該福祉避難所の施設管理者と調整の上、特定し速やかに公示されたい。
- 指定福祉避難所の受入対象者を変更した場合は、適切に周知する観点から改めて公示すること。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

(施設管理者等、関係者との調整について)

- 指定福祉避難所の設置・運営に関して、指定福祉避難所として指定する施設との間で協定を締結しておく。協定には、設置手続き、指定福祉避難所での支援の内容・方法、費用負担等について明確にし、必要な支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等の入所居住型施設については、災害時において指定福祉避難所として利用した場合に、入所者の処遇に甚大な支障が生じないかどうか確認する。
- あらかじめ指定した指定福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応する。
- 指定福祉避難所における要配慮者の支援に必要な物資・器材や、専門的な技術を有する人材の確保、要配慮者の移送手段の確保についても、関係団体・事業者との間で協議をしておく必要がある。
- 災害時において速やかに指定福祉避難所を開設し、要配慮者を保護できるよう、平時から、都道府県、市町村、社会福祉施設等関係団体などの間で情報交換や事前協議を図っておくことが重要である。

(広域を対象としている福祉避難所について)

- 市町村の区域内における福祉避難所を指定する取組みが行われた上で、特別支援学校を含め都道府県が設置する施設や、その他日常的に住民が利用する施設などについても、指定福祉避難所の基準を満たす施設は、立地する市町村だけでなく、都道府県内の他の市町村も指定福祉避難所として利用することが考えられる。
- その際、①一つの指定福祉避難所を複数の市町村が指定すること、②必要に応じて都道府県が調整し、他の市町村と協定を締結するなど連携することにより、指定福祉避難所を広域的に確保することが考えられる。
- 複数の市町村が指定した指定福祉避難所については、運営方法や運営費用等について、予め関係市町村や施設管理者との間で調整しておくこと。

(受入対象者の特定について)

- 令和3年施行規則改正により、指定福祉避難所を指定したときに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されており、これを活用して、指定福祉避難所の指定を一層進めることが重要である。
- 指定福祉避難所の受入対象者は、当該指定福祉避難所の通常業務におけるサービス対象者や平素から利用している者、当該福祉避難所の体制などの実情等を踏まえて特定する。例えば、高齢者介護施設が高齢者、障害者福祉施設が障害者、特別支援学校が障害児及びその家族を受入対象者として特定することなどが考えられる。
- 受入対象者を特定することは、避難者数、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の内容や数量の検討、さらに必要な物資の備蓄、非常用発電機等の設備の準備等を一層進めるとともに、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者等の指定福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながると考えられる。
- 特別支援学校について、障害児やその家族が避難するための指定福祉避難所とすることも想定される。また、それ以外の指定福祉避難所となる施設を含め、個々の特別支援学校や施設の事情に留意しつつ、関係地方公共団体は、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行う。

(指定福祉避難所の公示)

- 指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示すること。
- 指定福祉避難所で受入対象者を(要配慮者の一部と特定せず)要配慮者全体とする場合でも、受入れを想定していない被災者等が避難してくることのないよう、

受入対象者は要配慮者とその家族である旨を公示することが適切である。

- 令和3年施行規則改正の施行に当たり、従来、令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する指定避難所として指定されているものについては、市町村の事務負担等を考慮し、経過措置により、指定一般避難所の公示をされているものとみなすとされているが、指定福祉避難所となる避難所については、公示が必要となるものであり、速やかに指定福祉避難所の公示をされたい。その際、受入対象者の特定に時間を要する場合は、まず受入対象者を「要配慮者」として公示した上で、追って受入対象者を特定して公示する対応も考えられる。

〔参考〕受入対象者を特定した公示の例

受入対象者を特定した表記は、一例として次のようなものが考えられる。

<高齢者の場合>

名称	住所	受入対象者（※）	その他
社会福祉法人〇〇園	〇〇市 △△1-1-1	高齢者	
●●高齢者福祉センター	〇〇市 ●●2-1-1	市が特定した者	
社会福祉法人〇●苑	〇〇市 □□3-1-1	高齢者 (要介護3程度)	

※家族等も受入対象とする

<障害者の場合>

名称	住所	受入対象者（※）	その他
社会福祉法人△△園	〇〇市 △△1-1-1	障害者	
▲▲障害者センター	〇〇市 ●●2-1-1	市が特定した者	
社会福祉法人▽▽園	〇〇市 ●●1-2-1	知的障害者、精神障害者（発達障害者）	左記の者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者
▼▼障害者センター	〇〇市 ●●2-2-1	身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者）	

■ ■ 特別支援学校	〇〇市 ● ● 3-1-1	在校生	
□ □ 特別支援学校	〇〇市 ● ● 3-1-1	在校生、卒業生及び 事前に市が特定した 者	
▲ ▼ 児童発達支援センタ ー	〇〇市 ● ● 3-2-1	障害児及び事前に市 が特定した者	

※ 家族等も受入対象とする

< 乳幼児、妊産婦の場合 >

名称	住所	受入対象者 (※)	その他
□ □ 地区センター	〇〇市 △ △ 1-1-1	妊産婦・乳幼児	
■ ■ 公民館	〇〇市 ● ● 2-1-1	乳幼児	

※ 家族等も受入対象とする

< 要配慮者であって、受入対象者を特定しない場合 >

名称	住所	受入対象者※	その他
◎ ◎ 地区センター	〇〇市 △ △ 1-1-1	要配慮者	

※ 家族等も受入対象とする

2.2.4 指定福祉避難所の周知徹底

- 市町村は、あらゆる媒体を活用し、指定福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報を広く住民に周知する。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

(指定福祉避難所の周知徹底について)

- 指定福祉避難所の受入対象者を特定して公示する場合、個別避難計画の作成過程を通じて受入対象者とその家族に十分に周知するとともに、広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図る。

- 指定福祉避難所の設置等について、要配慮者が適切な施設等に避難できるよう、公示に加え、広報活動（指定福祉避難所の受入対象者や避難可能人数等の情報について、ウェブサイトやSNS等も活用して広く周知）や訓練を通して広く住民（要配慮者、家族、周囲の支援者など）にも周知を図り、理解と協力を求める。
- 指定福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、指定一般避難所等で生活可能な避難者に対しては、受入対象としない旨についてあらかじめ周知しておく。
- なお、公示した受入対象者以外の者が避難してきた場合には、災害の状況等を踏まえて、他の避難所を案内する等、適切に対応することとする。
 - ※災害の状況によっては、被災者の生命を災害から保護するため、緊急措置として本来の受入対象者の避難支援に支障が生じない形で一時的な受入れを行うことは考えられる。
- 指定福祉避難所の設置等について、災害対応機関や関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者等にも周知する。
- パンフレットやハザードマップ等を作成するにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど、要配慮者が理解しやすいよう工夫を図る。

2.2.5 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整

- 市町村は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。
- 市町村が希望する要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の策定時に検討する。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- 障害者等については、例えば知的障害者や精神障害者（発達障害者を含む。）の中には、障害特性により急激な環境の変化に対応することが難しい場合があるなど、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うことが要因となり、一般避難所へ避難する行動を起こすことが難しい場合や避難行動にためらいが生じる場合があるとの指摘がある。こうしたことから、平素から利用し、その環境に慣れている施設へ直接に避難したいとの声がある。また、避難生活の段階を考慮すると、当初から適切な避難先に避難することが有効である。

- このため、地区防災計画や個別避難計画等の作成を通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入対象者の調整等を行い、避難が必要となった際に福祉避難所等への直接の避難を促進することが適当である（個別避難計画により、指定福祉避難所へ避難することになっている場合は、最寄りの一般の避難所等ではなく、指定福祉避難所へ直接に避難することとなる。）。
- 要配慮者の意向（近所の人と一緒にいた方がいい等）や地域の状況等に応じ、個別避難計画及び地区防災計画により、指定一般避難所等の一般の避難所内の要配慮者スペース等を活用することも考えられる。
- 被災者の直接の避難を想定していない指定福祉避難所にあっては、災害規模や状況に応じて、支援者の到着が間に合わない等、災害発生後初日に開設が間に合わない場合もあるため、市町村においては発災直後の要配慮者の避難先の確保について必要な検討を行う。
- 避難支援等関係者への情報共有にあたっては、指定福祉避難所の受入対象となる本人又は家族等の理解を得た上で、どの程度の情報を提供して差し支えないかを確認して、情報を整理し共有しておく。なお、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の外部提供に係る特別の条例が整備されているときは、当該条例も踏まえた対応ができることに留意すること。